

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の拡充及び延長											
税目	登録免許税											
要望の内容	<p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に規定する経営強化計画に係る決定等に基づく資本増強等の際の登録免許税率を軽減する租税特別措置法第80条の2及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2の措置の適用期限について、金融機能強化法における資本増強の申請期限である令和8年3月31日まで延長すること。</p> <p>併せて、金融機能強化法に規定する実施計画の認定等に基づく資金交付を受けて実施する事業の抜本的な見直しに係る登録免許税についても軽減措置の対象となるよう措置の拡充すること。その際、金融機関等による事業の抜本的な見直しが行われるものであることを踏まえ、当該軽減措置の適用対象期間を柔軟化すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 887 1484 1055"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融機能強化法による資本増強等の措置により、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を図るために講ずることで、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>資本増強等を受ける金融機関等に対する登録免許税の負担を軽減することは、当該金融機関等による経営強化計画や実施計画のより円滑かつ効果的な実施に資するものと考えられ、本件租税特別措置の延長及び拡充は必要である。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年3月31日まで (金融機能強化法における資本増強等の申請期限まで)
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	金融機能強化法が制定された平成16年以降、30金融機関等(延べ数)に資本増強を行っており、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資するとの目的は達成されている。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	資本の増強等の登記及び資金交付を受けて実施する抜本的な事業の見直しに係る登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		資本の増強等の登記及び資金交付を受けて実施する抜本的な事業の見直しに係る登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、本軽減措置の適用実績は 17 件である。

【租税特別措置法に基づく軽減】

(単位:百万円)

資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額
H18. 11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71
H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175
H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26
H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11
H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53
H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35
H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35
H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61
H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26
H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18
H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23
H26. 3	(株)豊和銀行	8,000	28

【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく軽減】

(単位:百万円)

資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額
H23. 9	(株)仙台銀行	15,000	83
H23. 9	(株)筑波銀行	17,500	96
H24. 9	(株)東北銀行	5,000	28
H24. 12	(株)きらやか銀行	10,000	55
H24. 12	(株)きらやか銀行	5,000	28

※金融機能強化法に基づく資本増強であっても、銀行（株式会社）以外に対するもの、劣後ローンによるものについては本件軽減措置の対象とならない。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本軽減措置が適用され、金融機関等による資本増強等に係る経営強化計画が円滑に履行されることは、金融機関の経営基盤及び金融機能の強化につながり、そのことが、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資するものとなったと考える。また、資金交付についても同様の効果が見込まれる。

前回要望時の達成目標

金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、本軽減措置の適用により、当該金融機関等の経営基盤や金融機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与したものとする。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 16 年度税制改正において、組織再編成の場合の措置として創設（新設）され、4 年間の時限措置が認められた。</p> <p>平成 20 年度税制改正においては、金融機能強化法の申請期限切れに伴い、延長要望は行わなかった。</p> <p>その後、平成 20 年 12 月の金融機能強化法改正（申請期限延長）時に、平成 20 年度税制改正で廃止された措置に、金融機関単体への資本増強の場合を追加し、同様の軽減措置の延長が認められた。</p> <p>その後、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度、平成 31 年度税制改正で同措置の延長を要望し、2 年間又は期限までの 1 年間の延長がなされている。</p>